



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 教育委員会規則

|  |         |
|--|---------|
| *9 市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則         | ..... 1 |
| *10 市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則      | ..... 3 |
| *11 へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則 | ..... 4 |

## 教育委員会規則

### 和歌山県教育委員会規則第9号

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

#### 第4条 削除

第5条の3第1項中「調整額は、」の次に「当該職員に適用される給料表及び」を加える。

第7条第2項中「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第2号中「第16条第2項第2号又は第4号」を「第16条第2項第2号、第3号又は第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第3項中「扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においては」を「職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは」に改め、同条第4項中「これを受けている職員に更に第2項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号に掲げる事実が生じた場合及び職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「第1号又は第3号に掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び扶養手当を受けている職員について同項第4号」を「第2号」に、「扶養手当を受けている職員に更に第2項第1号」を「第1号」に改め、「（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者がないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第2項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第2項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の条例第16条第2項第2号に該当する扶養親族で第2項の規定による届出に係るものうち特定期間（同条第4項に規定する特定期間をいう。以下この号において同じ。）にある子でなかった者が特定

期間にある子となった場合

別表第1を次のように改める。

別表第1 調整基本額表 (第5条の3関係)

ア 小学校、中学校等教育職員給料表

| 職務の級 | 調整基本額   |
|------|---------|
| 1級   | 8,400円  |
| 2級   | 11,000円 |
| 3級   | 11,800円 |
| 4級   | 12,700円 |

イ 高等学校等教育職員給料表

| 職務の級 | 調整基本額   |
|------|---------|
| 1級   | 9,000円  |
| 2級   | 11,100円 |
| 3級   | 12,200円 |
| 4級   | 13,100円 |

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、この規則による改正後の第7条の規定の適用については、同条第2項中「その旨」とあるのは「その旨 (新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」と、「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合 (条例第16条第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以降の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合 (扶養親族たる子 (場合を除く。))」とあるのは (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等 (条例第16条第2項第3号か (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有す 条例第16条第2項第2号に該当する扶養親族をいう。次号及び第4号並びに第4項において同じ。) 又は同条から第7号までのいずれかに該当する扶養親族をいう。次号及び第4項において同じ。) がある職員が配偶るに至った場合 (第1号に該当する場合を除く。)

第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以降の最初の3月31日の経過により、者のない職員となった場合 (前号に該当する場合を除く。)

扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

と、同条第4項中「においては、その事実が生じた」

日の属する月の初日」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第2項第3号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の初日」と、「においては、その事実が生じた日の属する月の翌月 (その)」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について同項第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月 (これらの)」と、「の改定」とあるのは「の改定 (扶養親族たる子で第2項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる

子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

### 和歌山県教育委員会規則第10号

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則（昭和33年和歌山県教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「第17条の3第6項」を「第17条の3第7項」に改める。

第9条の次に次の2条を加える。

（通勤手当の支給対象駐車場）

第9条の2 条例第17条の3第3項の教育委員会規則で定める自転車駐車場又は自動車駐車場は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 職員が通勤のために常例として利用している第2条第3項に規定する交通機関の駅、停留所等（以下この号及び次項において「通勤利用駅等」という。）の周辺にあるものであって、かつ、当該通勤利用駅等を利用するため常例として通勤に使用する前条第1項に規定する交通の用具を駐車するためのものであること。
- (2) 職員が自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第3条に規定する保管場所とするものでないこと。
- (3) 駐車料金が月又は年を単位として定められているものであること。

2 前項第1号の交通の用具を使用する通勤経路の区間（同号の通勤利用駅等と同号の職員の住居、勤務校又は他の通勤利用駅等の間をいう。）ごとに、当該区間の当該交通の用具を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル以上でなければならない。ただし、第5条各号のいずれかに該当する職員で、当該交通の用具を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものにあつては、この限りでない。

（1か月当たりの駐車場料金の算出方法等）

第9条の3 前条第1項の自転車駐車場又は自動車駐車場の1か月当たりの駐車料金の額の算出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1か月を単位として定められている駐車料金を負担する場合にあつては、当該駐車料金の額とする。
- (2) 前号に規定する駐車料金以外の駐車料金（月又は年を単位として定められているものに限る。）を負担する場合にあつては、当該駐車料金の額を当該駐車料金に係る期間の月数で除して得た駐車料金の額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- (3) 2以上の自転車駐車場又は自動車駐車場を利用する場合にあつては、それぞれの自転車駐車場又は自動車駐車場の駐車料金について、第1号又は第2号の算出方法により算出した1か月当たりの駐車料金の額の合計額とする。

2 条例第17条の3第3項に規定する1か月当たりの駐車料金の額の2分の1に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

第10条中「第17条の3第3項」を「第17条の3第4項」に改める。

第11条第3項中「第17条の3第3項第1号」を「第17条の3第4項第1号」に改める。

第11条の2第4項中「第17条の3第4項」を「第17条の3第5項」に改め、同項第2号中「第17条の3第3項第1号」を「第17条の3第4項第1号」に改める。

第12条の2中「第17条の3第5項」を「第17条の3第6項」に改める。

第12条の3第1項中「第17条の3第6項」を「第17条の3第7項」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

---

#### 和歌山県教育委員会規則第11号

へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則（平成24年和歌山県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第3紀の川市の部2級の項を削り、同表田辺市の部2級の項中「富里小学校  
近野中学校」を「近野中学校」に

改め、同表伊都郡の部2級の項中「久保小学校  
富貴小学校」を「富貴小学校」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。